

## 令和8年度事業計画

### 【策定基調】

我が国の経済は、長期に亘るデフレ、世界的な金融危機や度重なる自然災害など、幾度となく困難な状況乗り越え、「デフレ・コストカット型経済」から「成長型経済」への移行の分岐点に立っている。

このため政府は、「責任ある積極財政」の下で、「危機管理投資」と「成長投資」を通じて、時代の要請に応える経済政策を力強く進めていくこととしている。

こうした状況の中で、昨年6月に成立した「トラック適正化二法」に関しては全面施行に向けて、事業許可の更新制度、適正原価の策定等に向けて、国土交通省と強く連携を図り、業界が一致結束して、取り組んでいくこととしている。

また、本年4月に施行される、委託次数の制限及び違法な「白トラ」に係る荷主等の取り締まりに関しては、会員事業者及び荷主に対し、事業の推進について、周知徹底を図り、業界の健全化を推し進めることとしている。

さらに、安心で安全な輸送サービスを提供するため、飲酒運転根絶をはじめ交通事故防止の推進を図るとともに、車両技術向上対策の推進、社会的評価向上対策の推進について取り組むこととしている。

以上を踏まえ、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、令和8年度事業を下記に示す最重点施策及び重点施策の14本を柱に立て、諸活動を積極的に展開し、本県の経済とくらしを力強く支えていくこととする。

※朱書きは昨年度からの変更箇所

### 【最重点施策】

- (1) **トラック適正化二法及び改正物流法への対応**
- (2) 標準的運賃の活用等による**運賃・料金収受の推進及び軽油引取税の暫定税率の廃止に伴う今後の対応**
- (3) 交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止の推進
- (4) トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進
- (5) 燃料高騰対策等の推進
- (6) 多様な施策による良質なドライバーの人材確保、**賃上げ**及びマナー教育の推進
- (7) 適正化事業の推進（D・E事業所の重点化）による法令順守の徹底
- (8) 新技術を活用した物流DX及び効率化の推進
- (9) **運輸事業振興助成交付金制度の現状維持**

### 【重点施策】

- (1) 大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立
- (2) 環境、GX対策及びSDGsの推進
- (3) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現及び**高速道路料金の値上げ阻止**・割引拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- (4) 広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進
- (5) **社会的評価向上対策の推進**

## A. 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業（公益目的事業）

### 【最重点施策】

#### （１）トラック適正化二法及び改正物流法への対応

- ① トラック適正化二法の施行に向けた対応
  - ア. 国土交通省において検討が進められている事業許可更新制度、適正原価の策定等に向け、公益社団法人全日本トラック協会が設置するトラック適正化二法対策委員会での審議を踏まえ、適宜対応する。
- ② 委託次数の制限及び違法な「白トラ」に係る荷主等の取締りに関する周知と順守に向けた対応
  - ア. 今年度（令和 8 年 4 月 1 日）施行される、委託次数の制限及び違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り、書面交付義務等の利用運送事業者への適用に関し、会員事業者及び荷主に対し、公益社団法人全日本トラック協会と連携し、リーフレットの配布、セミナー等により周知徹底を図る。
- ③ 改正物流法に係る商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた対応
  - ア. 今年度（令和 8 年 4 月 1 日）施行される、改正物流効率化法の特定事業者指定と当該特定事業者に対する中長期計画の作成及び定期報告等の義務付けに関し、会員事業者及び荷主に対し、公益社団法人全日本トラック協会と連携し、リーフレットの配布、セミナー等により周知徹底を図る。
  - イ. 改正物流法（改正物流効率化法及び改正貨物自動車運送事業法）に基づく、「物流効率化のための取組み」や「書面の交付」等の規制的措置について会員事業者に対し周知徹底と支援を行う。
  - ウ. 商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた取り組みを促進するため、関係行政機関や関係団体等との連携を図り、着荷主を含む荷主や一般消費者等への理解促進を図るための環境整備を推進する。
  - エ. トラック輸送における取引環境・労働時間改善青森県協議会が引き続き適確に運営されるよう、東北運輸局青森運輸支局及び青森労働局と連携を図る。
- ④ 中小受託取引適正化法（取適法）の周知と遵守に向けた対応
  - ア. 関係行政機関及び公益社団法人全日本トラック協会と連携し、トラック業界向け取適法・振興法説明会を開催し、リーフレットの配布等により、会員事業者及び荷主に対し周知徹底を図り、適正運賃収受に向けた対応を図る。
- ⑤ 時間外労働の上限規制 960 時間及び改正改善基準告示の遵守に係る対応
  - ア. 時間外労働の上限規制 960 時間及び改正改善基準告示の遵守に向け、セミナー等を通じ、会員事業者に対し関係法令や告示について引き続き周知徹底を行う。
  - イ. 荷主や一般消費者等に対し、リーフレットの配布等により荷主等への理解促進を図るための環境整備を行う。
  - ウ. 時間外労働上限規制や改正改善基準告示への対応状況等の実態把握を行う。

## (2) 標準的運賃の活用等による**運賃・料金収受の推進及び軽油引取税の暫定税率の廃止に伴う今後の対応**

- ① 標準的運賃の活用及び原価管理の徹底等による運賃，料金収受の推進及び軽油引取税の暫定税率の廃止に伴う今後の対応
  - ア. ドライバーの労働条件改善を目的とした価格転嫁に向けた荷主交渉を促進するため、会員事業者支援を実施する。
  - イ. 「標準的運賃」及び「燃料サーチャージ」のほか、付帯作業料・待機時間料や高速道路料金など実費について、事業継続に必要なコストが収受できるよう、実態の把握に努め、積極的に広報・周知活動を行う。
  - ウ. **軽油引取税の暫定税率廃止後においても、荷主から不当な運賃の減額等が行われないうよう、実態把握に努め対応を図る。**
  - エ. 公正取引委員会の「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、特に労務費やエネルギーコストの上昇分が取引価格に転嫁できるよう、転嫁対策を推進する。また、パートナーシップ構築宣言の普及に向けて積極的に対応する。
  - オ. 会員事業者に対し、**標準的運賃を踏まえた原価計算と料金の考え方を周知し、荷主に対する適正な価格転嫁を後押し**するための諸施策を展開するとともに、積極的な広報・周知活動を行う。
  - カ. 標準的運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など、標準的運賃活用セミナーを開催するとともに、運賃交渉相談会の実施、専門家による経営診断及び個別運賃交渉相談に係る費用に対する助成など、公益社団法人全日本トラック協会と連携し、適正運賃の収受に向けた支援を行う。

## (3) 交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止の推進

- ① 交通事故削減に資する助成事業
  - ア. 運行管理者一般講習受講助成
  - イ. ドライブレコーダ機器等導入促進助成
  - ウ. アルコール検知器導入助成
  - エ. 安全装置等導入促進助成
  - オ. 車輪脱落事故防止対策助成
- ② 労働災害防止に資する助成事業
  - ア. 荷役機械の運転及び作業に係る技能講習受講料助成
  - イ. 陸運業のための各種安全教育及び研修会受講助成
- ③ 安全運転技能及び日常点検整備技術の向上の促進
  - ア. 第 55 回 青森県トラックドライバー・コンテスト  
県内のトラック運転者がプロドライバーとしての技術及び意識を更に高め、輸送時の安全確保や安全運転に寄与することを目的として、法令知識、車両点検、運転技能について競技し、成績優秀者を上部機関である全日本トラック協会が主催する全国大会に出場させる。

④ 交通事故防止、飲酒運転根絶に向けた取組の強化

ア. 春、秋の全国交通安全運動

- ・ 春…令和8年4月6日(月)～15日(水)
- ・ 秋…令和8年9月21日(月)～30日(水)
- ・ 令和8年4月10日(金)及び9月30日(水)を「事業用トラックの交通事故ゼロを目指す日」とする。
- ・ 全国交通安全運動実施計画を策定し、会員に展開する。

イ. 新入学高校生事故防止キャンペーン(交通安全グッズの贈呈)

公立及び私立高校1年生を対象とし、反射材及び自転車の交通ルール指導リーフレットを贈呈する。

ウ. 第66回正しい運転・明るい輸送運動

- ・ 運動期間…令和8年11月16日(月)～令和9年1月10日(日)
- ・ ポスターを作成し、全会員へ配布
- ・ 全日本トラック協会への表彰候補者推薦(表彰枠:従業員2/事業所1)

エ. 令和8年度年末年始の輸送等に関する安全総点検

- ・ 運動期間…令和8年12月10日(木)～令和9年1月10日(日)
- ・ 青森運輸支局による「安全総点検実施要領」を全会員に配布
- ・ 会員事業者重点点検事項の自主点検実施及び報告を依頼

オ. 車輪脱落事故防止キャンペーン

- ・ 運動期間…令和8年11月1日(日)～令和8年12月28日(月)
- ・ 冬用タイヤへの交換後、1か月以内に車輪脱落事故が多発していることから、ホイール・ナット締付状態の自主点検・整備運動を展開する。
- ・ 運動期間前に車輪脱落事故防止に向けたセミナーを開催する。

カ. 交通事故防止、飲酒運転根絶に向けたセミナーの開催

国が策定した「事業用自動車総合安全プラン2030」(仮称)を踏まえ、トラック運送業界の目標達成に向け、公益社団法人全日本トラック協会と連携した各種セミナー等を開催する。

キ. 青森県トラック協会事故防止安全大会の開催

トラック協会会員事業者による「事故防止安全大会」として、事業用トラックによる交通事故防止対策をテーマとした研修会を開催するとともに、事故防止安全決議の採択を行い、交通事故絶無への意識高揚を図る。

ク. 小学生を対象とした交通安全教室の開催

交通弱者の交通事故防止のため、児童向けの体験型学習を通じて、事故防止啓発を行う。

ケ. 各支部に設置した運転適性診断システムの活用促進

各支部設置の適性診断機器を有効に活用し、事業用貨物自動車の運転者が手軽に運転適性診断を受診出来る機会を提供、受診率の向上によって、事業者による運転者指導や交通事故防止を図る。

⑤ 事業用貨物自動車の交通事故防止活動

ア. 適正な運行管理、飲酒運転根絶、危険運転の防止、事業用自動車による交通事故防止事例等の情報を事業者提供し、事業者による交通事故防止活動の支援を行う。

イ. IT、遠隔、自動点呼等の普及による運行管理能力向上等の促進

- ウ. 車輪脱落事故、車両火災事故等、車両整備不良による事故防止のため、適正な整備管理の推進を行う。
- ⑥ 安全性優良事業所（G マーク制度）の認定促進
- ア. 全日本トラック協会ではトラック運送事業者の安全性の取組みを評価、認定、公表する安全性優良事業を実施しており、当協会ではこの事業の実施に当たり、事業者の認定評価に必要な安全性の取組みに関する支援や助言、申請書類の受付等を行う。
- ⑦ 国土交通省「運輸安全マネジメント」の推進
- ア. トラック事業の経営トップ主導による職場の安全体制を構築するため、巡回指導や研修会を通じて経営者等への指導を行う。
- ⑧ 法令遵守に関する研修会の開催
- ア. 初任運転者特別指導教育、運行管理者試験対策講習会を開催する。
- イ. 貨物自動車運送事業の適正な運営に必要な規則・法令等に関する研修会を開催する。
- ウ. 標準的な運賃、時間外労働規制、改正改善基準告示等、2024 年問題への適切な対応について、荷主等への理解促進に向けたセミナーを開催する。
- ⑨ 夏期及び年末年始労働災害防止強調運動の推進
- ア. 労働災害防止の重要性を認識し、各職場において労働災害防止に取り組むことを目的として、各期の労働災害防止強調運動を推進する。
- ⑩ 交通事故・労働災害防止コンクールの実施
- ア. 令和8年9月1日（火）～令和9年2月28日（日）の、秋の輸送繁忙期及び冬季期間をとらえ、業界ぐるみで交通事故、労働災害防止運動を展開し、会員相互の連帯意識と安全思想の高揚を図るとともに、安全で明るい輸送を達成することを目的としたコンクールを実施する。
- ⑪ 会報及びホームページ等による労働災害防止広報・啓発
- ア. 安全衛生管理の徹底と、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底を図る。
- イ. 食生活、運動、飲酒、喫煙等の対策の広報・啓発を通じてドライバーの健康増進に向けての取組を推進する。

#### **（4）トラック・物流 G メンと G メン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進**

- ① 改正改善基準告示の周知、及び改正貨物自動車運送事業法の遵守
- ア. 改正改善基準告示及び改正貨物自動車運送事業法について、法令遵守の徹底を図るとともに、巡回指導等を通じ周知を図る。
- ② 輸送秩序確立の推進
- ア. 安全で安心かつ良質な輸送サービスを安定的に確保・提供し続けるため、法令遵守及び適正取引を通じた輸送秩序の確立を図る。また、標準的な運賃、標準運送約款を基にした健全な取引環境の実現、燃料サーチャージ制の普及、付帯作業・待機時

間料金及び高速道路料金等について、適正なコストが収受できる環境整備のため、荷主に対する働きかけを強化する。

## (5) 燃料高騰対策等の推進

### ① 燃料サーチャージ導入の促進

ア. 燃料サーチャージについて、事業者が収受できる環境を整備するため、燃料サーチャージの収受に向け、リーフレットの配布等荷主への浸透を図るための施策を展開する。

### ② 自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資等の実施

ア. 公益社団法人全日本トラック協会が実施する自家用燃料供給施設への助成事業の受付を行い、大災害等緊急輸送時における燃料供給体制の整備を促進する。また、最新の排出ガス規制適合車の導入及び物流施設等の整備のための近代化基金融資を推進し、当該利子補給を行う。

イ. 青森県信用保証協会のセーフティネット保証を受ける際に支払う保証料の助成事業を行う。

### ③ 公益社団法人全日本トラック協会が実施する石油製品価格動向調査への協力

## (6) 多様な施策による良質なドライバー等の人材確保、賃上げ及びマナー教育の推進

### ① 運転教育・ドライバーの特性把握に資する助成事業

ア. 一般適性診断料助成

イ. 初任診断・適齢診断料助成

ウ. 運転記録証明等交付手数料助成

エ. 健康診断料助成

オ. 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査料助成

カ. 血圧計導入促進助成（全ト協枠による助成）

キ. トラックドライバー等安全教育訓練受講料助成

### ② 労働力確保に資する助成事業

ア. 貨物自動車運転免許取得助成

イ. 若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成

ウ. インターンシップ導入促進支援助成（全ト協枠による助成）

### ③ 運輸行政、労働行政と連携した施策の推進

ア. 運輸行政、労働行政と連携し、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善青森県協議会」の運営により、取引環境の改善と長時間労働抑制に向けた対策を推進し、労働力確保を図る。（再掲）

### ④ 若年層、女性及び高齢者の採用等労働力の確保・育成・定着対策の推進

ア. 若年層、女性及び高齢者の採用等労働力の確保・育成・定着及び魅力のある賃金、人事制度の制定等に資する研修会を開催する。

- イ. トラック運送業界の人手不足の現状を踏まえ、高校生を対象とした、人材確保に向けてのキャリア教育として、進路の選択肢としてトラック輸送の重要性を訴えかける出前授業を実施する。
- ⑤ 業界の活性化を図るため、次代を担う青年経営者、事業後継者及び女性ドライバー等の幅広い人材を育成し、トラック運送事業の持続的な発展を期すため、研修会等への参加助成を行う。
- ⑥ **いわゆる黄金のペットボトル等ゴミのポイ捨て問題について、公益社団法人全日本トラック協会と連携し、ドライバーのマナーの教育を徹底するとともに、広報、啓発、清掃活動等により、その撲滅を図る。**

## (7) 適正化事業の推進 (D・E事業所の重点化) による法令順守の徹底

- ① 地方適正化事業の推進重点
- ア. 貨物自動車運送事業者の指導  
輸送の安全を阻害する行為の防止と法律に基づく命令の遵守を目的として、貨物自動車運送事業者に対して会員・非会員を問わず、県内の事業所を訪問し、全国統一の指導基準に基づき巡回指導を行う。
- イ. 業類似行為 (白トラ) の防止 (再掲)  
白トラ、名義貸し行為に関する情報収集、啓発活動を実施する。
- ウ. 法令順守、事故防止の啓発広報活動  
過積載運行、過労運転、危険運転、飲酒運転、車輪脱落事故等防止の啓発広報活動を実施する。
- エ. 危険運転行為等の苦情処理  
運送事業に係る苦情の処理を行う。苦情の申立者は、荷主等の利用者に限らず、ドライバー等の一般市民も対象とし、煽り運転や急な割り込み等の「危険運転行為」に関する苦情を含め、再発防止指導を中心に処理する。
- オ. 行政との連携  
巡回指導等の機会を通じ、事業者から収集した悪質な荷主の情報をトラック・物流Gメンに提供し、法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」等の措置を講じるよう、関係行政機関との連携強化を図る。また、運輸行政による早期監査支援のため、適正化情報処理システムによる巡回指導結果の迅速な情報提供を行う。
- ② 適正化事業の公正・着実な推進
- ア. 青森運輸支局等との連携による速報制度及び労基特別巡回指導等への適切な対応、並びに総合評価がD, E等の事業者に重点化した巡回指導を実施する。
- イ. 貨物自動車運送事業に関する関係法令の改正内容の周知、遵守の徹底を推進する。
- ウ. 青森運輸支局との連絡会議を定期的に行い、適正化実施機関の活動状況 (巡回指導結果や指導事項の改善状況等) の報告、連絡を密にするとともに、諸課題への迅速かつ適切な対応を図る。
- ③ 安全性優良事業所 (Gマーク制度) の認定促進 (再掲)
- ア. 全日本トラック協会ではトラック運送事業者の安全性の取組みを評価、認定、公表する安全性優良事業を実施しており、当協会ではこの事業の実施に当たり、事業者

の認定評価に必要な安全性の取組みに関する支援や助言、申請書類の受付等を行う。

- ④ 国土交通省「運輸安全マネジメント」の推進（再掲）
  - ア．トラック事業の経営トップ主導による職場の安全体制を構築するため、巡回指導や研修会を通じて経営者等への指導を行う。
- ⑤ 法令遵守等に関する研修会の開催（再掲）
  - ア．初任運転者特別指導教育
  - イ．運行管理者試験対策講習会
  - ウ．貨物自動車運送事業の適正な運営に必要な規則・法令等に関する研修会
  - エ．荷主等への理解促進に向けたセミナーの開催
- ⑥ 地方適正化事業評議委員会の運営
  - ア．地方実施機関の組織・運営の中立性、透明性を確保し、地方適正化事業の公正かつ着実な実施を図るため、同評議委員会運営を通じて、地方適正化事業に対する活動指針、活動状況、その他適正化事業に関する重要事項について提言を受ける。

## **（８）新技術を活用した物流DX及び効率化の推進**

- ① 運行管理等の高度化に資する助成事業
  - ア．自動点呼機器導入促進助成
  - イ．IT化促進助成
- ② 物流DX・IT化等による経営改善に必要な取組の推進
  - ア．物流DX・IT化等による経営改善に関するセミナーを開催する。
  - イ．全日本トラック協会が提供する運送契約書面化無料アプリの普及促進等、中小トラック事業者のIT化による生産性向上を推進する。

## **（９）運輸事業振興助成交付金制度の現状維持**

- ① 運輸事業振興助成交付金制度の現状維持
  - ア．運輸事業振興助成交付金が現状通り適切に交付されるよう、公益社団法人全日本トラック協会と連携し関係行政機関へ要望活動を行う。

## 【重点施策】

### （１）大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立

- ① 青森県総合防災訓練等に参加し、大規模災害発生時に対応できる緊急対応及び情報伝達訓練等による組織体制の整備をする。
- ② 今後想定される災害発生時において災害支援物資の円滑な流通を支援する災害物流専門家の育成を図ることを目的とした研修会を開催する。
- ③ 災害等発生時に向けた各種防災資機材の整備及び維持管理を行う。

### （２）環境、GX対策及びSDGsの推進

- ① 温室効果ガス等の削減に資する助成事業  
ア. アイドリングストップ支援機器導入促進助成  
イ. 環境対応車導入促進助成（全ト協枠による助成）
- ② 事業者による環境保全・地球温暖化対策に資する助成事業  
ア. グリーン経営認証制度促進助成
- ③ トラック運送業界における点検整備推進運動の展開  
・ 運動期間・・・令和8年9月1日（火）～10月31日（土）  
・ 黒煙による環境汚染の防止に関する自主点検整備の推進
- ④ 環境エネルギー研修会の開催  
カーボンニュートラルに向けた新たな環境対応、GX対策及びSDGs対応等をテーマとした研修会を開催する。
- ⑤ 環境関連団体が実施する環境改善運動への協力

### （３）自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現及び高速道路料金の値上げ阻止・割引拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現

- ① 県選出国會議員に対し、次のア. からカ. の要望・陳情活動を積極的に展開する。また、営業用トラックに対して新たな税負担となるような議論が生じた場合には、これを阻止するための要望・陳情活動を行う。  
ア. 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現  
イ. 大口・多頻度割引の実質50%の割引への拡充・恒久化に関する要望活動の実施  
ウ. 高速道路料金の値上げ阻止及び割引拡充に関する要望活動の実施  
エ. 「重要物流道路」の追加指定や機能強化の推進  
オ. 高速道路等ネットワークの積極的な整備推進及びミッシングリンクの解消  
カ. SA、PA、道の駅における駐車スペースや休憩・休息施設の整備・拡充に関する要望活動の実施

#### (4) 広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進

- ① 業界の課題・取組みを広く情報発信するため、様々なメディアを活用した広報を実施する。
- ② ホームページやYouTubeなど各種デジタル媒体を積極的に活用し、多様化する情報ニーズに幅広く対応する。
- ③ 「トラックの日」の広報  
ア. 一般消費者向けイベントを開催し、トラック輸送のPRと交通安全の啓発を行い、トラック運送事業に対する理解促進を図る。  
イ. 県内各地において、支部を中心とした社会貢献活動を実施する。

#### (5) 社会的評価向上対策の推進

- ① 公益社団法人全日本トラック協会と連携し、会員事業者に対して、従業員がカスハラに遭遇した際に適切に対応できるよう、動画やポスター等により周知を図るとともに、カスハラ防止について、荷主や一般消費者への広報・周知活動を行う。
- ② 日常生活に不可欠な物流の仕組みやトラック輸送の社会貢献について、小・中学生を対象とした物流に関する交流授業を実施する。

#### (6) その他

- ① 公益社団法人全日本トラック協会への出捐

当協会が青森県から交付を受けた青森県運輸事業振興助成交付金の一部（23.0%）を公益社団法人全日本トラック協会へ出損金として支出する。

公益社団法人全日本トラック協会が実施している事業の大部分は、「運輸事業の振興に関する法律」に基づき、都道府県トラック協会から出損された資金により行われており、その出損金収入により、運輸の安全性の確保、環境に係る調査研究を行うと共に、より安定したトラック輸送のサービスの改善と充実を図るため、全国トラック運送事業者の経営基盤強化を目指し、研修会の開催、啓発資料の発行、各種助成、利子補給を通じてトラック輸送の改善を促進する。

- ② 引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービス向上に向けた支援

#### B. 表彰事業（相互扶助等事業1）

本協会の会員を対象に、協会の運営並びにトラック運送事業の健全な発展、社会的地位向上に功績のあった者を表彰規程に基づき通常総会において表彰する。

#### C. 機関誌「青森県トラック協会報」発行事業（相互扶助等事業2）

隔月で会報を発行し、会員のほか関係機関団体、関係行政機関、地方自治体等に送付し、トラック運送に必要不可欠な情報を提供するとともに、業界における取組や主張、提言を積極的に公表する。

#### D. 助成事業（相互扶助等事業3）

会員の経営支援を目的とした次の助成事業を実施する。

- (1) 信用保証料助成（再掲）
- (2) 中小企業大学校講座受講促進助成
- (3) 自家用燃料供給施設整備支援助成事業（全ト協枠による助成）（再掲）
- (4) 経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業活用促進助成（全ト協枠による助成）

#### E. 会員意見の発信事業（相互扶助等事業4）

- (1) 要望活動の実施
  - ① 経済団体等への適正取引、労働時間改善対策等の理解促進に関する要望
  - ② 県選出国會議員への令和9年度トラック関係施策に関する要望（税制・予算、各種施策等）（再掲）
- (2) 全国及びブロック事業者大会への参加等
  - ① 令和8年度 東北トラック協会事業者大会  
開催日 令和8年9月15日（火）  
会 場 仙台市 ホテルメトロポリタン仙台  
参加対象 協会本部役員
  - ② 第31回 全国トラック運送事業者大会  
開催日 令和8年10月15日（木）  
会 場 広島県福山市 ふくやま芸術文化ホール、福山ニューキャッスルホテル  
参加対象 三八・下北 各支部会員
  - ③ 東北トラック協会の事業活動費への各県負担金支出（60万円）
  - ④ 令和9年度（第32回）全国トラック運送事業者大会（青森開催）の準備

#### F. 貸館事業（相互扶助等事業5）

- (1) トラック協会研修センターの施設の一部を、本協会と関連のある陸上貨物運送事業労働災害防止協会青森県支部、東北交通共済協同組合青森支部等へ有料で貸与する。
- (2) 東北運輸局青森運輸支局や独立行政法人自動車事故対策機構等の公的機関が行う講習会等に研修室を有料で使用させる。
- (3) 研修センター内に自動販売機を有料で設置させる。
- (4) 本協会が所有する野球場を有料で使用させる。

#### G. 本部・支部間の体制及び運営強化推進事業

会員事業者が所属する支部による会員サービス格差を解消し、「各種サービスの充実・強化」を進め、業界並びに、会員トラック運送事業を継続・発展させるため、支部の統廃合を含め、協会本部・支部間の組織、財政、運営及び連携の見直しを図る。